

## 吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社： 会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社： 会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2022 年 10 月 1 日

株式会社九州リースサービス

株式会社ケイ・エル・アイ

2022年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示書類

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号  
株式会社九州リースサービス  
代表取締役社長 礒山 誠二

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目4番8号  
株式会社ケイ・エル・アイ  
代表取締役社長 小島 公孝

株式会社九州リースサービス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社ケイ・エル・アイ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2022年5月12日付で締結した吸収分割契約に基づき、効力発生日を2022年10月1日として、吸収分割会社の不動産リース業務、車両の販売業務、不動産賃貸及び不動産販売業務、生命保険の募集業務、売電業務並びに倉庫業務に係る事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年10月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

本吸収分割について、会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2022年7月15日に株主に対して公告を行いました。同条第1項に従い吸収分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対しての本吸収分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割について、会社法第 797 条の規定に基づき、吸収分割承継会社に対しての株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 7 月 15 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算額） 47,048 百万円

承継した負債の額（概算額） 12,788 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 3 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上